

静岡市再犯防止推進計画（令和3・4年版）の概要

計画策定の趣旨

近年、全国的に犯罪の発生件数は減少していますが、警察等に検挙された人のうち再び犯罪をしてしまった人の割合（再犯者率）は上昇を続けています。このことを受け、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌29年には国による再犯防止推進計画が策定され、様々な対応が進められています。全国の再犯者率は、令和元年に50.5%となり、実に犯罪をした人の2人に1人は再犯者という状況で、犯罪を減らすには**再犯者への対応が重要**となっています。静岡市における再犯者率も**46.8%**（令和元年）と高い数字になっていますので、**本市としても再犯防止に関する事業を総合的に推進していくための計画を策定し、市民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、全ての人が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。**

基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで**再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現**を目指す

基本方針

市民の暮らしに最も近い基礎的自治体として、
 ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、関係者とも緊密に連携協力しながら再犯防止施策を総合的に推進します。
 ②犯罪をした者等の特性に応じた、**切れ目のない**、再犯防止に必要な指導及び支援を実施します。
 ③**犯罪被害者の存在を十分に認識**し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、被害者の心情等を理解し、社会復帰に向け自ら努力させることの重要性を踏まえて再犯防止施策を実施します。
 ④再犯防止施策は、**社会情勢等に応じた効果的**なものにします。
 ⑤市民にとって再犯防止施策は身近なものでないため、再犯の防止に関する取組を分かりやすく**効果的に広報**し、広く**市民の関心と理解**を得ます。

概要

・対象者：再犯防止推進法第2条第1項の「犯罪をした者等」
 ※有罪となって刑務所に入所した者だけでなく、罰金刑になったり、起訴猶予になったりした者等も含まれます。
 ・計画期間：総合計画に合わせて更新（R3・4、R5～8以降4年ごと）
 ・数値目標（関係指標）：静岡市における再犯者率の低下、協力雇用主数の増加、保護司数及び保護司充足率の増加 等
 ⇒**再犯防止の推進の目安となる指標をできるだけ多く設定**
R3・4の2年間で情報収集、R5～8の計画期間についてはバックキャストで成果指標を設定する予定
 ・推進体制・進行管理：市内の関係部局会議や国、県、民間等と連携して施策推進常設の**附属機関**を設置し、P D C Aで事業の進行を管理

計画の特徴（静岡市らしさ）

○市民が市民に寄り添う支援
更生保護に理解のある市民の方に、犯罪をした者等の行政機関への手続や就労等の相談窓口につき添っていただき、福祉等の必要な支援に結び付けることを考えています。
SDGs未来都市として、**市民と協働して「誰一人取り残さない」地域社会を実現**していきます。



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん

○3矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所）等との連携
 静岡市には、市内に静岡刑務所、駿府学園（少年院）、静岡少年鑑別所の3つの矯正施設があるという、珍しい特徴があります。しかし、市民意識調査の結果から、必ずしも市民の再犯防止の意識の向上にはつなげていません。
 これらの施設のほか、**保護観察所等との国の機関や、民間団体等と互いの事業や取組について定期的に情報提供し合い、広報に関する協力や事業の連携**を図っていきます。

関連施策の体系

関連施策は犯罪や非行をした人に限らず、誰もが利用できるものです。



重点課題（国の重点課題と整合）

就労・住居の確保等

現状（全国の状況）

・刑務所に再び入所する者の7割以上は再犯時に無職
 ・保護観察終了時に仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約3倍
 ・刑務所満期出所者の約4割が適当な住居が確保されないまま出所

市の関連施策の例

【就労の確保】
 ・入札参加資格認定時 協力雇用主に加点
 ・高齢者就労促進事業
 ・生活保護受給者等就労体験・職業訓練
 ・就労自立促進事業
 【住居の確保】
 ・生活困窮者住居確保給付金事業
 ・生活困窮者一時生活支援事業
 ・養護老人ホームの設置・管理
 ・セーフティネット住宅登録制度

保健医療・福祉サービスの利用促進等

・高齢者や障がい等を有する人で犯罪をしてしまった者は短期間で再犯の傾向がある。
 ・薬物事犯者は、同時に薬物依存症という病気でもある。

・生活困窮者自立相談支援事業
 ・生活保護制度
 ・成年後見制度利用促進事業
 ・重層の支援体制移行準備事業
 ・高齢者実態調査
 ・地域移行支援事業
 ・地域定着支援事業
 ・依存症対策事業
 ・障害者相談支援事業

学校等と連携した修学支援

・少年院入院者の3割近く、刑務所入所者の4割近くが高校に進学しない。経済的事情で高校に進学できない場合も。

・スクールカウンセリング事業
 ・スクールソーシャルワーカー事業
 ・少年補導の実施
 ・生活困窮者子どもの学習意欲向上事業

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

各々の特性を理解した上での継続的な支援が必要
 犯罪をした者等が被害者の心情を理解し、自らの責任を自覚して努力させることが必要

・配偶者暴力相談支援センター事業
 ・触法少年・ぐ犯少年の少年鑑別所見学
 ・依存症対策事業（再掲）
 ・障害者相談支援事業（再掲）
 ・こころの健康センター 相談事業

民間協力者の活動促進等 広報・啓発活動

民間ボランティアが減少傾向、地域社会の人間関係希薄化。再犯防止施策は市民に身近でなく、理解・協力を得にくい

・協力雇用主に加点（再掲）
 ・保護司会連絡協議会への補助金の交付
 ・更生保護サポートセンターへの支援
 ・補導委員を長期務めた方に感謝状贈呈
 ・人権啓発活動

国・民間団体等との連携強化

国の支援は原則として刑事司法手続の期間に限定
 刑事司法手続を離れた者に対する支援は地方公共団体が民間等と連携して実施

・仮釈放予定受刑者による社会貢献活動
 ・市町村再犯防止等推進会議等の再犯防止関係会議への参加
 ・社会を明るくする運動の推進
 ・依存症対策事業（再掲）

新規

再犯防止相談支援事業

犯罪をした者等の社会復帰のため、行政の窓口等への付添い支援や、**長期的な伴走型の支援**を実施します。また、再犯防止に関する、**市民向けの講演会**や職員に対する**研修**のほか、社会復帰に活用できる制度をニーズごとに整理した、**ハンドブックの作成**等を行い、再犯防止を推進します。